

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月15日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒尾 耿介
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本株ロボット運用投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 150億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日本株ロボット運用投信

ただし、愛称として「カブロボファンド」という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、格付を取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者（以下「委託会社」といいます。）であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

150億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料（1口当たり）は、申込口数に応じ、販売会社が個別に定める率（有価証券届出書提出日現在の上限は3.15%（税抜3.0%）です。）を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、自動継続投資コースを選択された際における収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、申込には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。申込単位および取扱いコースは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成22年9月16日から平成23年9月15日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせくだ

さい。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて得た金額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。以下同じ。）をお申しいただきます販売会社に支払うものとし、払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「（ 4 ）発行（売出）価格」の照会先をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「（ 11 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとし、

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「（ 11 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「日本株ロボット運用マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型

目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
--------	------	--------	------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリーファンド	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア		条件付運用型 ロング・ショート型? 絶対収益追求型
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	その他型 (中長期収益追求 ロボット運用型)
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

その他型（中長期収益追求ロボット運用型）

その他型とは、目論見書または信託約款において、「ブル・ベア型」、「条件付運用型」、「ロング・ショート型／絶対収益型」の特殊型分類のうち、いずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

中長期収益追求ロボット運用型とは、複数のシステム運用手法（ロボット）を組み合わせることにより、中長期的な運用資産の増大を目指すものをいい、委託会社が独自に定めた運用分類です。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



ファンドの特色



- わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、複数のカプロボ[※]が機動的な売買を行うことで、中長期的な信託財産の成長を目指します。^{※カプロボについては下記参照}
- ファンド内で稼働するカプロボは、カプロボ・コンテストで優秀とされたカプロボ等の中から、投資顧問会社トレード・サイエンス株式会社が選定し、同社がロボットの指示に基づき投資助言を行います。
- 投資環境の変化等に応じて、採用するロボットおよび各ロボットへの投資配分等の変更を行い、その局面で最適と考えられる運用を行います。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

カプロボとは?

カプロボとは、複数のマーケットデータを取り込んだ後、株式の売買注文を自動生成するコンピュータ・プログラムで構成されるロボットです。

- 各ロボットは、あらかじめ組み込まれたプログラミングにより分析を行い、ポートフォリオや個別銘柄(売買銘柄・数量など)を決定します。
- 各ロボットは、前・後場ごとに東証第1部上場銘柄のうち、投資ユニバースとなる約500銘柄の取引データを取り込み、自動的に売買注文を作成します。

※空売りは行いません。

※ロボットのしくみは、今後変更となる可能性があります。

※株式市場の状況によっては、株式の組入比率がゼロまたは数%の水準で、ある程度の期間続くことがあります。この場合、余資の効率運用の観点から、短期債券などを組み入れることがあります。(株式の組入比率がゼロの状態でも信託報酬はかかります。)

カプロボ・コンテストについて

- カプロボ・コンテストとは、常時開催中のプログラミングコンテストです。
- 2004年から3回の大会を経て現在は定常形式で運営しており、参加者は延べ19,000人を超えています。(2010年7月末日現在)
- 定期的な審査を行い、常に優秀なロボットの開発・改良に務めています。

運用プロセス

当ファンドは、複数のロボットを組み合わせて運用を行います。ロボットの選定・投資銘柄・数量等決定のための情報提供および助言をトレード・サイエンス株式会社が行います。



※1 上記の「ロボット選定プロセス」および「ポートフォリオ構築プロセス」は本書作成時点のものであり、今後変更となる可能性があります。

※2 各ロボットは、アルゴリズムの考え方についての評価をはじめ、定性・定量両面からのほかに、独自の評価項目から多面的に評価、ランキングされます。

※3 ロボット・ユニバースに含まれるロボットの数は、開発および改良の状況やシミュレーション結果により変動することがあります。

※4 実運用ロボットの数は、開発および改良の状況やシミュレーション結果により変動することがあります。

※5 運用金額・相場状況に応じて3か月に一度を目処にアロケーションを見直します。

トレード・サイエンス株式会社について

トレード・サイエンス株式会社は、多くの企業や大学およびその関係者、マネックス・ピーンズ・ホールディングス株式会社（現マネックスグループ株式会社）によって2006年に設立されました。2007年にはカプロボによる投資助言サービスを開始し、2008年にマネックスグループ株式会社の完全子会社となりました。

トレード・サイエンス株式会社では、推論アルゴリズムやニューラルネットワーク等の情報系の先端研究を金融工学に応用することを標榜して、大学や研究機関と共に、多様なアプローチによるカプロボの研究開発を行っています。当ファンドにおいては、それらの技術を活用しています。

※トレード・サイエンス株式会社は、委託会社と締結した投資顧問契約に基づき、委託会社に提供した投資助言の内容を、マネックス証券株式会社およびマネックスグループ株式会社に提供することはありません。また、マネックス証券株式会社およびマネックスグループ株式会社は、当ファンドの投資助言に関与することはありません。

※マネックス証券株式会社およびマネックスグループ株式会社は、当該会社および当該会社の役員が、トレード・サイエンス株式会社から委託会社に提供された投資助言の内容を利用して自己または第三者の計算において有価証券等の売買を行うことがないように十全の措置を取ることとしています。

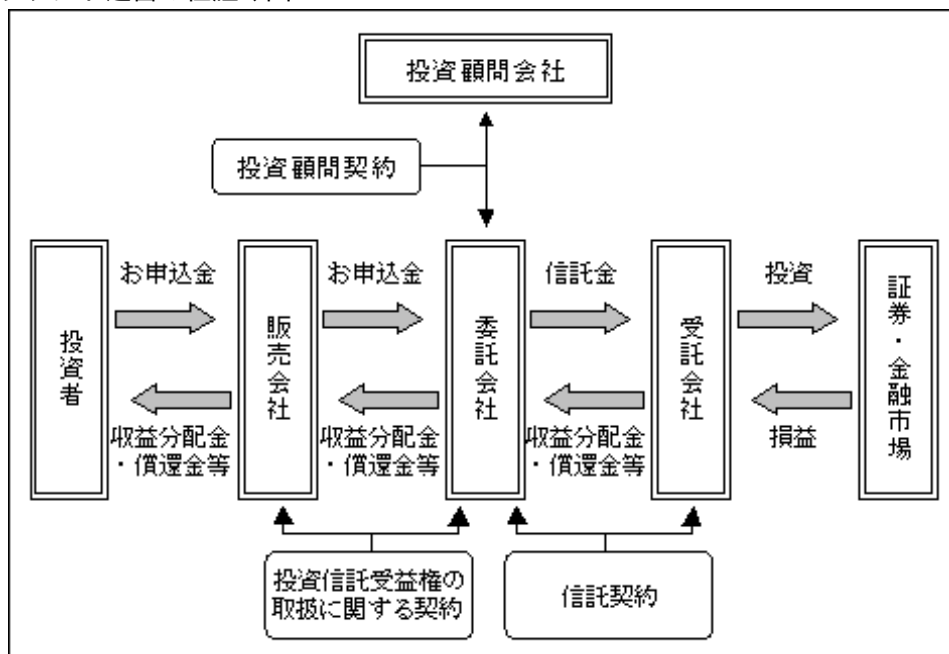
信託金の限度額は150億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年7月29日 信託契約締結、当ファンドおよびマザーファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み図



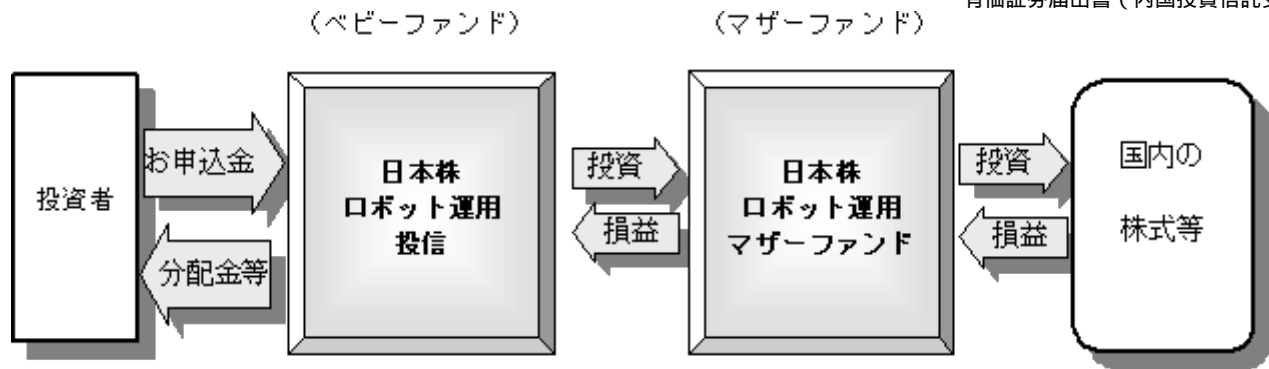
ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うことができます。

また、当ファンド以外のファンド（ベビーファンド）が、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合もあります。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割
 （委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の一部解約請求の取扱い
- (3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

d. 投資顧問会社

トレード・サイエンス株式会社（投資助言）

投資顧問会社は、委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、マザーファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。

投資顧問会社は変更される場合があります。

委託会社の概況

a. 資本金

平成22年6月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立

同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

平成9年12月1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

平成11年2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

平成11年4月1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

平成14年1月24日 投資顧問業者の登録

平成14年6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

平成14年7月1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
 平成18年8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
 平成19年3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
 平成19年9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成22年6月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限りません。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- c. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- d. コマーシャル・ペーパー
- e. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- f. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、bからeまでの証券の性質を有するもの
- g. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- h. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、aの証券または証書を以下「株式」といい、bからcの証券およびfの証券または証書のうちbからc

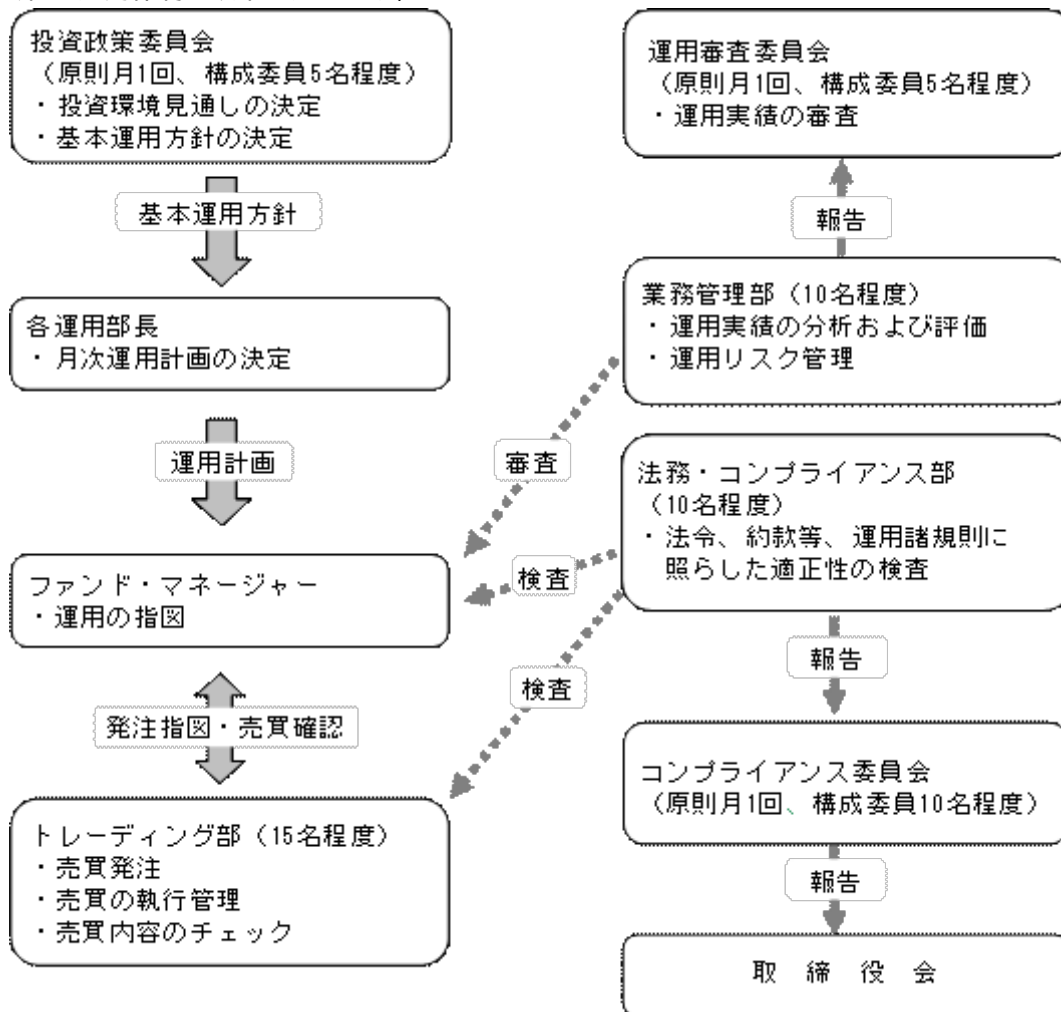
の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の決定を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回、毎決算時（6月15日 休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

自動継続投資コースをお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

当ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- e. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- g . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

上記の c、e および f における信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a . 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）日本株ロボット運用マザーファンドの状況

（1）投資方針

主として、わが国の金融商品取引所上場株式に投資します。

株式への投資は、原則として複数のシステム運用手法（以下「ロボット」といいます。）を組み合わせで行います。

運用に当たっては、トレード・サイエンス株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）より、ロボットからの株式売買指示に基づく投資助言を受けます。組入れロボットの選定は、投資顧問会社が行います。

投資ユニバースは、投資顧問会社が東証第1部上場銘柄の中から選定します。

組入れロボット、ポートフォリオ構築手法ならびにリスク管理手法などは、運用成績の改善等を目的として見直しを継続的に行うため、変更される可能性があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条に定めるものに限りません。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
- b．次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- c．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- d．コマーシャル・ペーパー
- e．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- f．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、b から e までの証券の性質を有するもの
- g．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- h．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、a の証券または証書を以下「株式」といい、b から c の証券および f の証券または証書のうち b から c の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

- a．株式への投資割合には制限を設けません。

- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 信用取引および株式の借入れにより株式を売付ける指図は行いません。
- d. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- h. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- i. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
(2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j. (1) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
(2) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
(3) 上記(1)、(2)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの持つリスクの特性

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が大きく値下がりする要因となりま

す。

金利変動リスク

公社債の価格は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

その他のリスク

株式市場の状況によっては、株式の売買が数多く発生し（売買回転率の上昇）、多額の売買コストが発生する可能性があります。

ロボットが機能しない等システム運用関係の不慮の出来事に起因するリスクが生じる可能性があります。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの追加設定・一部解約による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

投資者が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、一部解約時に控除される信託財産留保額、当ファンドの信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資者が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

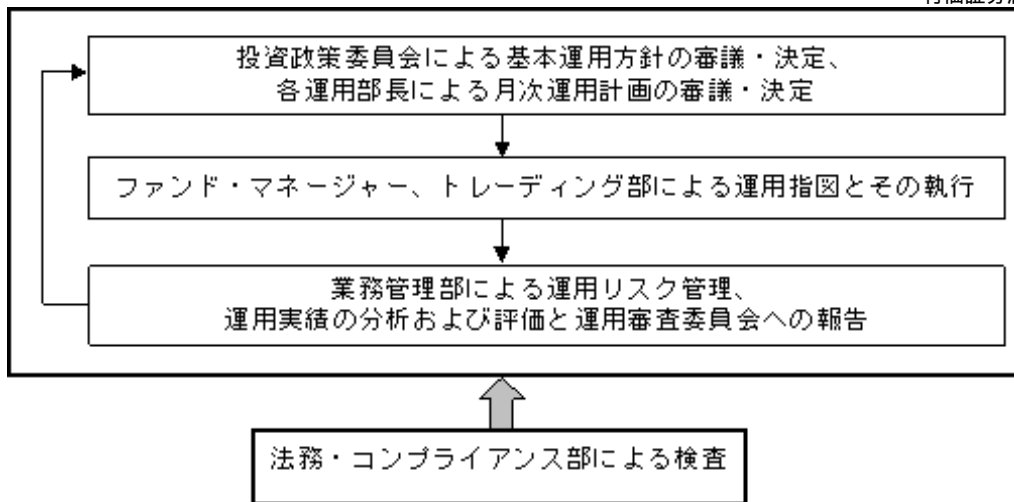
（３）投資リスクに対する管理体制

委託会社は、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.47%（税抜1.40%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

（委託会社分には、投資顧問会社に支払う投資顧問料を含みます。）

委託会社 年1.029%（税抜0.98%）

受託会社 年0.042%（税抜0.04%）

販売会社 年0.399%（税抜0.38%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料および当ファンド（マザーファンドを含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、信託財産が負担します。この他先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

上記、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、投資者が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査報酬はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、一部解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成22年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,437	98.67
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	20	1.33
合計（純資産総額）	-	1,457	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成22年6月30日現在）

国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	日本株ロボット運用 マザーファンド	1,503,603,281	0.9578 1,440,151,222	0.9559 1,437,294,376	98.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成22年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.67
合計	98.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
平成21年7月末日	2,025	-	1.0008	-
平成21年8月末日	2,024	-	0.9948	-
平成21年9月末日	1,852	-	0.9729	-
平成21年10月末日	1,843	-	0.9983	-
平成21年11月末日	1,721	-	0.9657	-
平成21年12月末日	1,677	-	0.9706	-

平成22年1月末日	1,621	-	0.9619	-
平成22年2月末日	1,596	-	0.9631	-
平成22年3月末日	1,574	-	0.9647	-
平成22年4月末日	1,518	-	0.9643	-
平成22年5月末日	1,468	-	0.9480	-
第1期 計算期間 (平成22年6月15日現在)	1,462	1,462	0.9472	0.9472
平成22年6月末日	1,457	-	0.9448	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成22年6月15日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成21年7月29日～平成22年6月15日）	5.28

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）日本株ロボット運用マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成22年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
コール・ローン	日本	625	43.49
国債証券	日本	600	41.74
株式	日本	192	13.36
その他の資産（負債差引後）	日本	20	1.41
合計（純資産総額）	-	1,437	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成22年6月30日現在）

	国名	種類	業種	銘柄名	数量	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（％）	クーポン（％）	償還日
1	日本	国債証券	-	第101回国庫短期証券	600,000,000	99.98 599,920,354	99.98 599,920,354	41.74	-	H22.7.20
2	日本	株式	鉄鋼	共英製鋼	12,300	1,306.00 16,063,800	1,454.00 17,884,200	1.24	-	-
3	日本	株式	機械	小森コーポレーション	18,100	918.00 16,615,800	860.00 15,566,000	1.08	-	-
4	日本	株式	石油・石炭製品	AOCホールディングス	34,300	512.60 17,582,387	453.00 15,537,900	1.08	-	-

5	日本	株式	卸売業	双日	110,700	150.00 16,605,000	140.00 15,498,000	1.08	-	-
6	日本	株式	小売業	島忠	9,400	1,693.00 15,914,200	1,623.00 15,256,200	1.06	-	-
7	日本	株式	金属製品	東洋製罐	11,600	1,399.00 16,228,400	1,309.00 15,184,400	1.06	-	-
8	日本	株式	繊維製品	グンゼ	54,000	294.90 15,924,747	280.00 15,120,000	1.05	-	-
9	日本	株式	輸送用機器	トヨタ車体	13,500	1,169.00 15,781,500	1,120.00 15,120,000	1.05	-	-
10	日本	株式	小売業	丸井グループ	24,700	653.00 16,129,100	603.00 14,894,100	1.04	-	-
11	日本	株式	小売業	エディオン	21,800	743.70 16,212,683	678.00 14,780,400	1.03	-	-
12	日本	株式	小売業	D C Mホールディングス	27,900	512.00 14,284,800	489.00 13,643,100	0.95	-	-
13	日本	株式	陸運業	セイノーホールディングス	16,000	641.00 10,256,000	614.00 9,824,000	0.68	-	-
14	日本	株式	化学	東京応化工業	4,800	1,549.69 7,438,530	1,506.00 7,228,800	0.50	-	-
15	日本	株式	情報・通信業	スカパーJ S A Tホールディングス	124	32,595.45 4,041,835	31,800.00 3,943,200	0.27	-	-
16	日本	株式	石油・石炭製品	コスモ石油	12,000	221.39 2,656,706	214.00 2,568,000	0.18	-	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成22年6月30日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	小売業	4.08
株式	石油・石炭製品	1.26
株式	鉄鋼	1.24
株式	機械	1.08
株式	卸売業	1.08
株式	金属製品	1.06
株式	繊維製品	1.05
株式	輸送用機器	1.05
株式	陸運業	0.68
株式	化学	0.50
株式	情報・通信業	0.27
小計		13.36
国債証券		41.74
合計		55.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種（種類）の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成21年7月29日～平成22年6月15日）	2,334,679,284	791,254,644

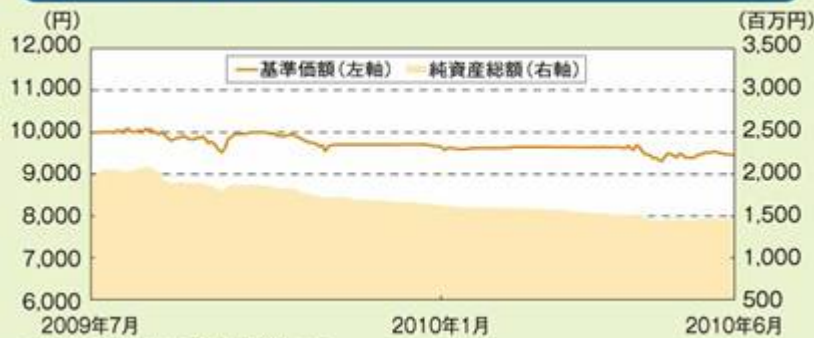
（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) 運用実績

平成22年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2010年6月	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数15)	業種	比率
共英製鋼	鉄鋼	1.2%
小森コーポレーション	機械	1.1%
AOCホールディングス	石油・石炭製品	1.1%
双日	卸売業	1.1%
島忠	小売業	1.0%
東洋製罐	金属製品	1.0%
グンゼ	繊維製品	1.0%
トヨタ車体	輸送用機器	1.0%
丸井グループ	小売業	1.0%
銘柄名(銘柄数1)	償還年月日	比率
債券 第101回国庫短期証券	2010/7/20	41.2%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●投資比率

株式	13.2%
債券	41.2%
コール・ローン、その他	45.6%
合計	100.0%

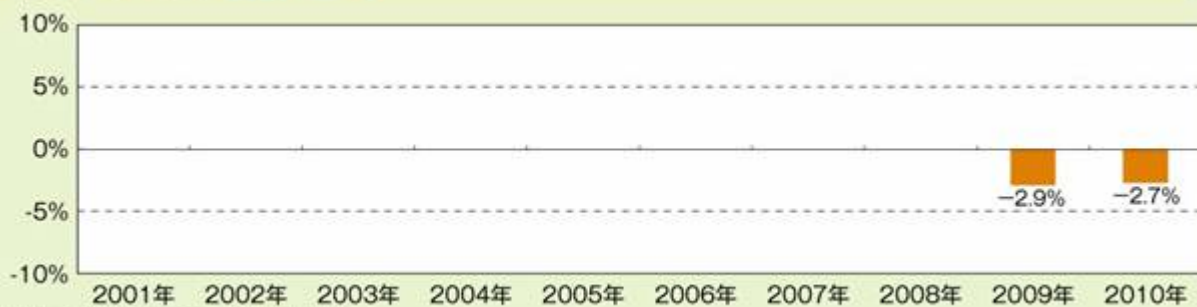
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●各ロボットへの投資比率

ロボット名	基本配分比率	実績比率
NtRider-Exp	10.0%	10.2%
mikazuki	35.0%	37.1%
Exa	20.0%	18.7%
Active Algonoid	35.0%	33.9%
合計	100.0%	100.0%

※各ロボットへの投資比率は、対マザーファンド純資産総額です。なお、各ロボットの投資比率には、株式以外(債券・現金等)を含みます。また、表中の数値は当ファンドの投資顧問会社であるトレードサイエンス株式会社より入手しております。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2009年は設定日(7月29日)から年末まで、2010年は1月から6月末までの騰落率を表示。

- ◆本資料は委託会社が信頼性が高いと判断した情報等により作成したものです。その正確性・完全性を保証するものではありません。また、本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。取得申込は、原則として毎営業日に販売会社で受付けます。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意下さい。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

・株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (3) (2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (4) (2)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (5) (2)から(4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(2)から(4)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- b. 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資顧問契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。ただし、一定の事由が生じた場合には、契約を解除する場合があります。
- c. aおよびbの契約または信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

計算期間の終了時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）一部解約（換金）請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第1期計算期間（平成21年7月29日から平成22年6月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		第1期
		(平成22年6月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		32,598,297
親投資信託受益証券		1,440,151,222
未収利息		44
流動資産合計		1,472,749,563
資産合計		1,472,749,563
負債の部		
流動負債		
未払解約金		2,212,193
未払受託者報酬		245,421
未払委託者報酬		8,344,257
その他未払費用		30,633
流動負債合計		10,832,504
負債合計		10,832,504
純資産の部		
元本等		
元本		1,543,424,640
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		81,507,581
元本等合計		1,461,917,059
純資産合計		1,461,917,059
負債純資産合計		1,472,749,563

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第1期 (自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)
営業収益	
受取利息	17,175
有価証券売買等損益	72,817,650
営業収益合計	72,800,475
営業費用	
受託者報酬	630,831
委託者報酬	21,449,154
その他費用	78,678
営業費用合計	22,158,663
営業利益	94,959,138
経常利益	94,959,138
当期純利益	94,959,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	16,091,779
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	236,561
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	236,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,876,783
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,876,783
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	81,507,581

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別	第1期 (自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)
項 目	
1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成22年6月15日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1,543,424,640口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	81,507,581円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9472円 9,472円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第1期 (自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)
項 目	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券 売買等損益（0円）、収益調整金（35,690円）、及び分配準備積立金（0円） より、分配対象収益は35,690円（1万口当たり0円）となりましたが、当期の 分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第1期 (自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4 項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定 めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用 することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品 に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コールローン等の金銭債権及 び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他 の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リ スク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。

3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。</p> <p>コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別	第1期 (自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	2,334,679,284 円
期中一部解約元本額	791,254,644 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	63,602,420 円

合計	63,602,420 円
----	--------------

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

（平成22年6月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本株ロボット運用マザーファンド	1,503,603,281	1,440,151,222	
合計		1,503,603,281	1,440,151,222	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）日本株ロボット運用マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「日本株ロボット運用マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

尚、当ファンドの計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成22年6月15日現在）
		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		522,094,907
株式		504,192,800
国債証券		599,891,944
未収入金		1,234,761
未収利息		715
流動資産合計		1,627,415,127
資産合計		1,627,415,127
負債の部		
流動負債		
未払金		187,209,667
流動負債合計		187,209,667
負債合計		187,209,667
純資産の部		
元本等		
元本		1,503,603,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		63,397,821
元本等合計		1,440,205,460
純資産合計		1,440,205,460
負債純資産合計		1,627,415,127

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	(自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日)
1 運用資産の評価基準及び評価方法		<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
2 費用・収益の計上基準		<p>(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(平成22年6月15日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1,503,603,281口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	63,397,821円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9578円
(1万口当たり純資産額)	9,578円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日	(平成22年6月15日現在)
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		2,076,840,579 円
期中一部解約元本額		573,237,298 円
期末元本額		1,503,603,281 円
元本の内訳*		
日本株口ポット運用投信		1,503,603,281 円
合計		1,503,603,281 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	504,192,800 円	9,126,504 円
国債証券	599,891,944 円	0 円
合計	1,104,084,744 円	9,126,504 円

3 デリバティブ取引関係

（自 平成21年7月29日 至 平成22年6月15日）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

a. 株式

（平成22年6月15日現在）

通貨 （日本円）	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ゲンゼ	36,000	291	10,476,000	
	D I C	264,000	147	38,808,000	
	A O Cホールディングス	29,100	521	15,161,100	
	日本電気硝子	38,000	1,129	42,902,000	
	住友大阪セメント	102,000	183	18,666,000	
	東京製鐵	16,700	958	15,998,600	
	共英製鋼	12,300	1,306	16,063,800	
	東洋製罐	11,600	1,399	16,228,400	
	小森コーポレーション	18,100	918	16,615,800	
	ルネサスエレクトロニクス	30,000	912	27,360,000	
	セイコーエプソン	35,100	1,170	41,067,000	
	トヨタ車体	13,500	1,169	15,781,500	
	ニコン	26,600	1,636	43,517,600	
	セイノーホールディングス	16,000	641	10,256,000	
	双日	110,700	150	16,605,000	
	エディオン	7,400	747	5,527,800	
	D C Mホールディングス	27,900	512	14,284,800	
	島忠	9,400	1,693	15,914,200	
	丸井グループ	24,700	653	16,129,100	
	ユニー	22,400	725	16,240,000	
	S B Iホールディングス	3,375	12,380	41,782,500	
	クレディセゾン	45,700	1,068	48,807,600	
合計		900,575		504,192,800	

b. 株式以外の有価証券

（平成22年6月15日現在）

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第101回国庫短期証券	600,000,000	599,891,944	
合計		600,000,000	599,891,944	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】	平成22年6月30日
資産総額	1,458,700,560円
負債総額	2,091,370円
純資産総額（ - ）	1,456,609,190円
発行済数量	1,541,758,603口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9448円

（参考）日本株ロボット運用マザーファンド

資産総額	1,442,367,270円
負債総額	5,077,993円
純資産総額（ - ）	1,437,289,277円
発行済数量	1,503,603,281口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9559円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約

の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成22年6月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（2）会社の機構

経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資環境見通しおよび投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b．運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年6月末日現在、111本であり、その純資産総額の合計は1,493,093百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	98本	1,439,449百万円
単位型株式投資信託	4本	6,664百万円
追加型公社債投資信託	1本	24,059百万円
単位型公社債投資信託	8本	22,921百万円
合計	111本	1,493,093百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
ただし、財務諸表等規則は平成20年8月7日付の内閣府令第50号により改正されておりますが、第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第 29 期 (平成21年3月31日現在)			第 30 期 (平成22年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 預金			5,829,598		5,562,429		
2. 前払費用			65,523		66,485		
3. 未収入金	1		220,024		86,135		
4. 未収委託者報酬			428,352		986,984		
5. 未収運用受託報酬			354,335		875,927		
6. 未収法人税等			112,284		-		
7. 繰延税金資産			116,549		172,028		
8. その他			39,351		294		
流動資産計			7,166,019	88.4	7,750,286		89.1
固定資産							
1. 有形固定資産	2		176,093		155,808		
(1) 建物		91,950			78,985		
(2) 器具備品		83,245			75,925		
(3) その他		897			897		
2. 無形固定資産			59,352		101,154		
(1) 電話加入権		2,862			2,862		
(2) ソフトウェア		43,843			97,865		
(3) ソフトウェア仮勘定		12,646			426		
3. 投資その他の資産			701,598		687,752		
(1) 投資有価証券		62,258			62,300		
(2) 関係会社株式		318,574			319,502		
(3) 長期差入保証金	1	164,953			164,953		
(4) 繰延税金資産		152,450			138,998		
(5) その他		3,361			1,998		
固定資産計			937,044	11.6	944,714		10.9
資産合計			8,103,063	100.0	8,695,001		100.0

区分	注記 番号	第 29 期 (平成21年3月31日現在)			第 30 期 (平成22年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			5,401		20		
2. 未払金			193,820		447,618		
(1) 未払収益分配金		1,057		847			
(2) 未払償還金		8,779		14,964			
(3) 未払手数料		136,643		383,377			
(4) その他未払金		47,340		48,428			
3. 未払費用			202,115		773,621		
4. 未払法人税等			-		6,079		
5. 未払消費税等			-		277		
6. 賞与引当金			285,107		217,219		
7. 役員賞与引当金			12,500		34,500		
流動負債計			698,945	8.6	1,479,336	17.0	
固定負債							
1. 退職給付引当金			260,085		315,385		
2. 役員退職慰労引当金			1,062		5,229		
固定負債計			261,147	3.2	320,614	3.7	
負債合計			960,092	11.8	1,799,951	20.7	

区分	注記 番号	第 29 期 (平成21年 3月31日現在)			第 30 期 (平成22年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,100,000	13.6		1,100,000	12.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.4		277,667	3.2
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,452,537			2,204,592		
利益剰余金合計			5,765,327	71.1		5,517,382	63.5
株主資本合計			7,142,995	88.2		6,895,050	79.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額 金			24	0.0		-	0.0
評価・換算差額等合計			24	0.0		-	0.0
純資産合計			7,142,971	88.2		6,895,050	79.3
負債純資産合計			8,103,063	100.0		8,695,001	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			第 30 期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬			3,527,956			4,007,860	
2. 運用受託報酬			1,958,445			1,879,487	
3. 投資助言報酬			6,000			3,000	
4. その他営業収益			7,500			5,000	
営業収益計			5,499,902	100.0		5,895,348	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,250,779			1,598,776	
2. 広告宣伝費			54,034			49,508	
3. 公告費			930			1,860	
4. 調査費			844,094			1,539,888	
(1) 調査費		25,992			21,584		
(2) 委託調査費		377,335			1,104,265		
(3) 情報機器関連費		437,919			411,652		
(4) 図書費		2,846			2,386		
5. 委託計算費			131,740			240,183	
6. 営業雑経費			140,490			134,848	
(1) 通信費		11,403			11,250		
(2) 印刷費		76,362			76,214		
(3) 協会費		9,071			6,951		
(4) 諸会費		2,624			2,620		
(5) 紹介手数料		41,027			37,811		
営業費用計			2,422,068	44.0		3,565,065	60.5
一般管理費							
1. 給料			1,664,410			1,634,555	
(1) 役員報酬		63,553			56,704		
(2) 給料・手当		1,469,077			1,498,266		
(3) 賞与		131,779			79,585		
2. 法定福利費			223,107			194,388	
3. 退職金			13,083			18,593	
4. 福利厚生費			6,273			3,720	
5. 交際費			3,083			2,204	
6. 旅費交通費			48,818			23,958	
7. 事務委託費			176,719			77,378	
8. 租税公課			18,256			15,926	
9. 不動産賃借料			173,557			173,814	
10. 退職給付費用			77,286			81,404	
11. 役員退職慰労引当金繰入			1,062			4,166	
12. 賞与引当金繰入			285,107			217,219	
13. 役員賞与引当金繰入			12,500			34,500	

区分	注記 番号	第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)			第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
14. 固定資産減価償却費			78,460			81,588	
15. 諸経費			115,286			98,412	
一般管理費計			2,897,013	52.7		2,661,833	45.2
営業利益または営業損失（ ）			180,820	3.3		331,549	5.6
営業外収益							
1. 受取配当金			1,290			710	
2. 受取利息			2,738			6,138	
3. 時効成立分配金・償還金			7,513			378	
4. 還付加算金			-			11,879	
5. その他			146			23	
営業外収益計			11,688	0.2		19,129	0.3
営業外費用							
1. 為替差損			47,727			6,061	
2. 事務過誤損失			6,218			4,839	
3. 時効成立後支払分配金・償還金			-			1,621	
4. その他			418			122	
営業外費用計			54,365	1.0		12,645	0.2
経常利益または経常損失（ ）			138,143	2.5		325,065	5.5
特別利益							
1. 固定資産売却益	1		1			56	
特別利益計			1	0.0		56	0.0
特別損失							
1. 固定資産売却損	2		23			-	
2. 固定資産除却損	3		1,158			11,077	
3. 子会社株式評価損			533			-	
4. 投資有価証券売却損			5			28	
特別損失計			1,720	0.0		11,105	0.2
税引前当期純利益または 税引前当期純損失（ ）			136,424	2.5		336,115	5.7
法人税、住民税及び事業 税			2,086			81,848	
過年度法人税等			173			-	
法人税等調整額			61,340			42,043	
当期純利益または当期 純損失（ ）			72,824	1.3		212,222	3.6

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

株主資本		第29期事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第30期事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
資本金	前事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	前事業年度末残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	前事業年度末残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,864,672	2,452,537
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	484,960	35,722
	当期純利益	72,824	212,222
	当事業年度変動額合計	412,135	247,945
	当事業年度末残高	2,452,537	2,204,592
株主資本合計	前事業年度末残高	7,555,130	7,142,995
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	484,960	35,722
	当期純利益	72,824	212,222
	当事業年度変動額合計	412,135	247,945
	当事業年度末残高	7,142,995	6,895,050
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	-	24
	当事業年度変動額		
	株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	24	24
	当事業年度変動額合計	24	24
	当事業年度末残高	24	-
純資産合計	前事業年度末残高	7,555,130	7,142,971
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	484,960	35,722
	当期純利益	72,824	212,222
	株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	24	24
	当事業年度変動額合計	412,159	247,920
	当事業年度末残高	7,142,971	6,895,050

重要な会計方針

	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用して おります。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法を採用しております。(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定 しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。</p> <p>建物 8～18年</p> <p>器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについて は、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用し ております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一 般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権に ついては個別に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額を計上してしま す。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒 引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるた め、支給見込み額を計上してしま す。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 退職給付会計に関する実務指針 (中間報告)(日本公認会計士協 会会計制度委員会報告第13号)に 定める簡便法(期末自己都合要支 給額を退職給付債務とする方法) により、当期末における必要額を計 上してします。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備える ため、内規に基づく期末要支給額を 計上してします。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業 年度における支給見込額の当事業 年度負担額を計上してします。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同左</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左
----------------------------	--------------------------------	---------------------

会計処理方法の変更

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(企業会計審議会第一部会 平成 5 年 6 月17日) 平成19年 3 月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第16号(日本公認会計士協会会計制度委員会 平成 6 年 1 月18日) 平成19年 3 月30日改正)が平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p>	

表示方法の変更

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
<p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において、営業収益のその他営業収益として掲記されていたもののうち、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度より投資助言報酬と表示しております。なお、前事業年度の営業収益のその他営業収益に含まれる投資助言報酬は12,523千円です。</p>	<p>(損益計算書関係)</p> <p>時効成立後支払分配金・償還金は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外費用のその他に含まれる時効成立後支払分配金・償還金の金額は162千円です。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第 29 期 (平成21年 3月31日現在)	第 30 期 (平成22年 3月31日現在)
<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収入金 220,024千円</p> <p>投資その他の資産</p> <p>長期差入保証金 164,903千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 42,501千円</p> <p>器具備品 132,848千円</p>	<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収入金 85,156千円</p> <p>投資その他の資産</p> <p>長期差入保証金 164,903千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 55,466千円</p> <p>器具備品 179,326千円</p>

（損益計算書関係）

第 29 期 (自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日)	第 30 期 (自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 1千円</p> <p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 23千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 277千円</p> <p>ソフトウェア仮勘定 880千円</p>	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 56千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 175千円</p> <p>ソフトウェア 6,983千円</p> <p>ソフトウェア仮勘定 3,918千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第29期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

第30期事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

該当事項はありません。

第30期（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係維持を目的として保有している非上場株式および子会社株式であり、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,562,429	5,562,429	-
(2) 未収入金	86,135	86,135	-
(3) 未収委託者報酬	986,984	986,984	-
(4) 未収運用受託報酬	875,927	875,927	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	100	100	-
資産計	7,511,577	7,511,577	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(847)	(847)	-
未払償還金	(14,964)	(14,964)	-
未払手数料	(383,377)	(383,377)	-
その他未払金	(48,428)	(48,428)	-
(2) 未払費用	(773,621)	(773,621)	-
負債計	(1,221,239)	(1,221,239)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金並びに未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は71,450円であり、売却損の合計額は28,550円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 公社債	-	-	-
	(2) 株式	-	-	-
	(3) 外国証券	-	-	-
	(4) その他の証券	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 公社債	-	-	-
	(2) 株式	-	-	-
	(3) 外国証券	-	-	-
	(4) その他の証券	100	100	-
	小計	100	100	-
合計		100	100	-

(*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

負債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	164,953
合計	546,655

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,562,429	-	-
未収入金	86,135	-	-
未収委託者報酬	986,984	-	-
未収運用受託報酬	875,927	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	100	-
合計	7,511,477	100	-

（有価証券関係）

第29期事業年度（平成21年3月31日現在）

有価証券

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	100	58	41
	小計	100	58	41
合計		100	58	41

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
194	-	5

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	318,574

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第30期事業年度（平成22年3月31日現在）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

(退職給付関係)

第 29 期 (平成21年3月31日現在)	第 30 期 (平成22年3月31日現在)																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">260,085千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">260,085千円</td> </tr> </table> <p>(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">66,760千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>10,526千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">77,286千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	(1) 退職給付債務	260,085千円	(2) 退職給付引当金	260,085千円	勤務費用	66,760千円	確定拠出年金への掛金支払額	<u>10,526千円</u>	退職給付費用	77,286千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">315,385千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">315,385千円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>3. 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">69,901千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>11,502千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">81,404千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 同左</p>	(1) 退職給付債務	315,385千円	(2) 退職給付引当金	315,385千円	勤務費用	69,901千円	確定拠出年金への掛金支払額	<u>11,502千円</u>	退職給付費用	81,404千円
(1) 退職給付債務	260,085千円																				
(2) 退職給付引当金	260,085千円																				
勤務費用	66,760千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	<u>10,526千円</u>																				
退職給付費用	77,286千円																				
(1) 退職給付債務	315,385千円																				
(2) 退職給付引当金	315,385千円																				
勤務費用	69,901千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	<u>11,502千円</u>																				
退職給付費用	81,404千円																				

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期（平成21年3月31日現在）	第30期（平成22年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産		
（流動）		
賞与引当金	116,010	88,386
未払事業税	740	2,685
未払社会保険料	15,017	11,333
貯蔵品	2,144	2,071
繰越欠損金	-	58,703
その他	8,343	8,848
小計	142,255	172,028
（固定）		
退職給付引当金	106,261	130,458
繰越欠損金	36,411	-
子会社株式評価損	1,304	1,304
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	9,760	8,540
その他	16	-
小計	265,550	252,099
評価性引当額	113,100	113,100
繰延税金資産計	294,705	311,027
繰延税金負債		
事業税中間納付	25,705	-
繰延税金負債計	25,705	-
繰延税金資産（負債）の純額	269,000	311,027

2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第29期（平成21年3月31日現在）	第30期（平成22年3月31日現在）
法定実効税率	40.69 %	法定実効税率 40.69 %
交際費等永久に損金に算入 されない項目	6.41 %	交際費等永久に損金に算入 されない項目 3.15 %
その他	0.48 %	その他 0.68 %
税効果会計適用後の法人税率 の負担率	46.62 %	税効果会計適用後の法人税率 の負担率 36.86 %

（関連当事者との取引）

第29期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	147,637	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	164,903

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	太陽生命保険(株)	東京都港区	62,500	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*2)	442,451	未収運用受託報酬	70,152
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 募集販売契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約(*2)	234,264	未収運用受託報酬	33,049
							募集販売契約(*3)	583,064	未払手数料	64,588

(注) 1. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入 (*1)	-	長期差入保証金	164,903

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス (東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)

（1株当たり情報）

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
1株当たり純資産額	6,598.58円	1株当たり純資産額	6,369.56円
1株当たり当期純利益金額	67.27円	1株当たり当期純損失金額	196.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	72,824	当期純損失（千円）	212,222
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	72,824	普通株式に係る当期純損失（千円）	212,222
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

出資の状況

委託会社は有価証券届出書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

訴訟事件その他の重要事項

有価証券届出書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成22年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成22年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) 平成22年3月末日現在	事業の内容
マネックス証券株式会社	7,425	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) 平成22年3月末日現在	事業の内容
トレード・サイエンス株式会社	191	金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の一部解約請求の取扱い
- c. 一部解約金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

ファンドの運用に係る助言および情報提供を行います。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成22年3月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 目論見書の使用を開始する日
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・ 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株ロボット運用投信の平成21年7月29日から平成22年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株ロボット運用投信の平成22年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。